

久留米市行財政改革推進計画

平成 27 年度～令和 4 年度

～大胆に、徹底して～

平成 27 年 4 月
久 留 米 市



《令和 2 年度改訂版》

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1	計画策定の背景	… 1
2	計画の位置づけと目指す方向性	… 2
3	計画期間	… 3
4	計画の基本的な視点と推進方針	… 4
5	計画の指標	… 5
6	計画の体系	… 6
7	計画の推進体制	… 7

第 2 章 施策の展開

推進方針Ⅰ	経営品質の向上	… 8
推進方針Ⅱ	健全財政の確立	… 10
推進方針Ⅲ	公共施設管理の最適化	… 12

資 料 編	… 14
-------	------

第1章 基本的な考え方

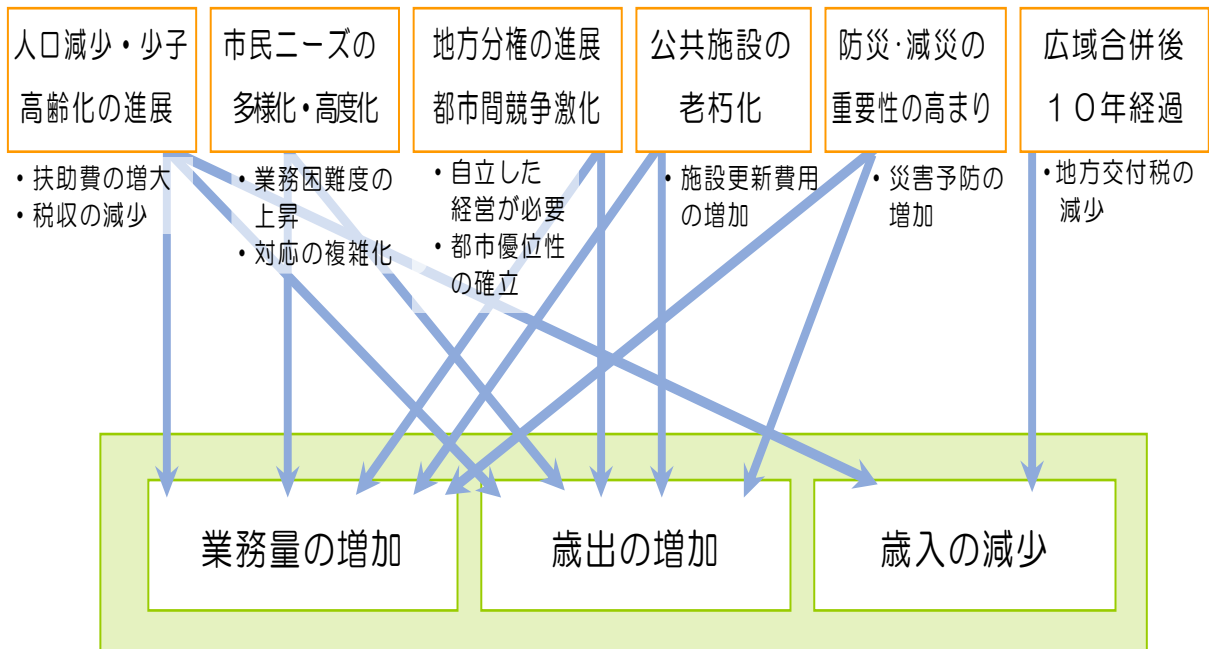
1 計画策定の背景

久留米市は、昭和62年の第1次行政改革から現在に至るまで、取り巻く環境の変化や厳しい行財政環境に対応しつつ、市民サービスの充実、向上を図るため、行財政改革の取組みを積極的に進めてきました。

しかしながら、今後、人口減少・少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化などに伴い、業務量の増加、歳出の増加や歳入の減少などが予測されており、市の行財政を取り巻く環境はさらに厳しくなっていくことが見込まれます。

このような状況の中においても、将来に向けて安定した行財政運営を行っていくには、行財政改革の取組みをさらに推進していくことが必要となります。

《 市の行財政を取り巻く環境の変化 》



2 計画の位置づけと目指す方向性

位置づけ

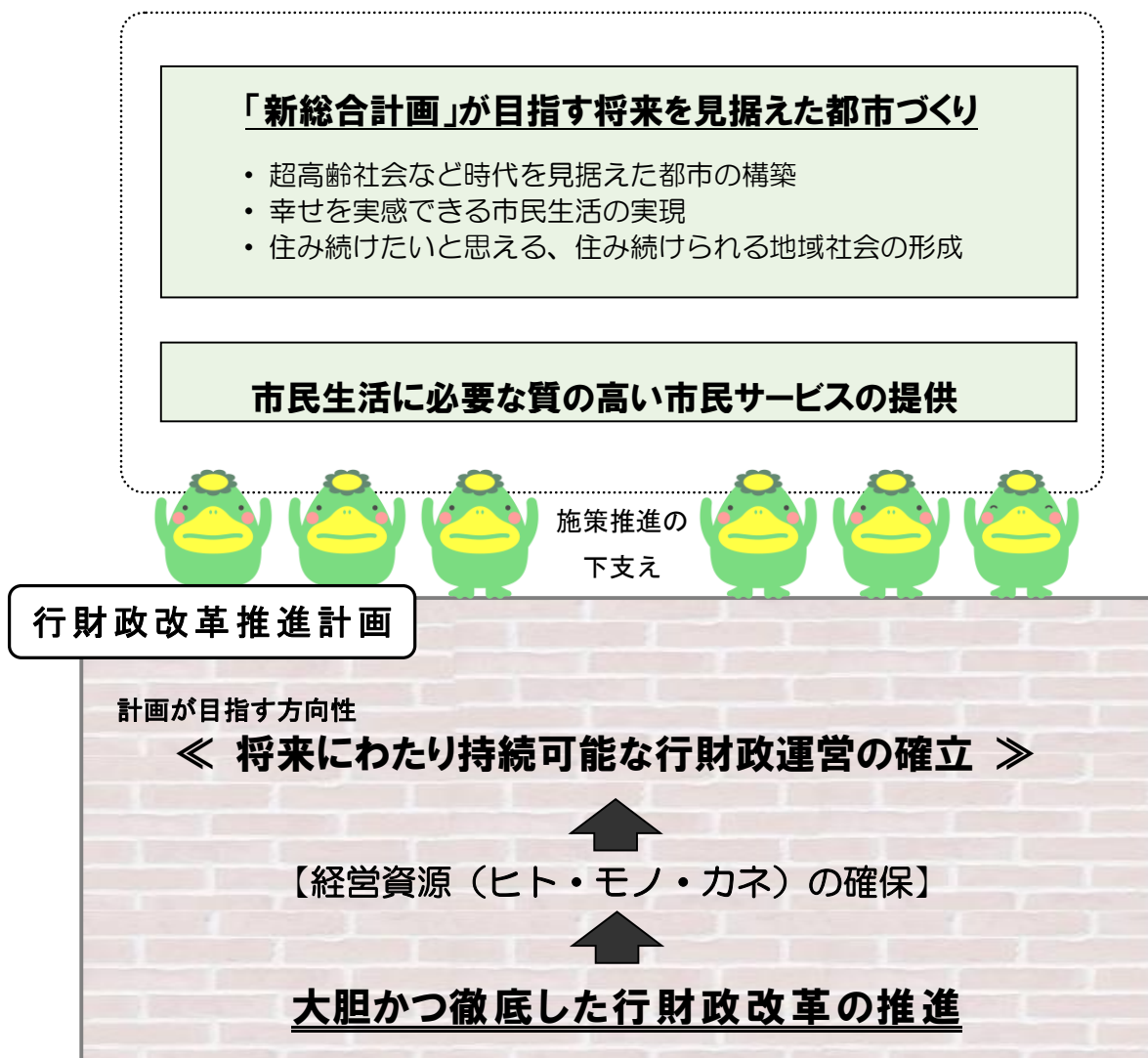
今後、「新総合計画」が目指す、将来を見据えた都市づくりのための事業を進め、市民生活に必要な質の高いサービスを提供していくには、自主自立の自治体経営を行う必要があります。

そのためには、行財政改革の推進により、必要な経営資源を確保していくことが不可欠であることから、本計画は「新総合計画」の円滑な推進を下支えする計画として位置づけます。

目指す方向性

本計画では、大胆な改革に挑むとともに、行財政改革の取組みを徹底していくことで、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指します。

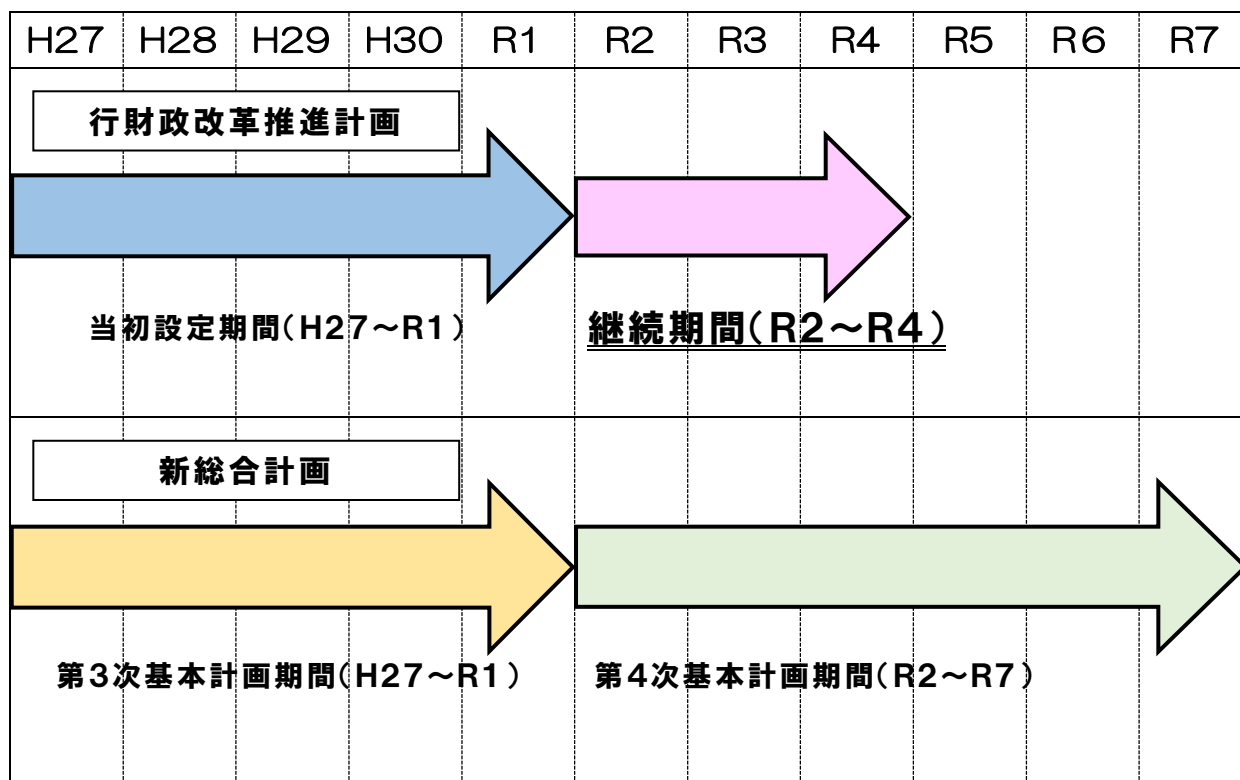
《 新総合計画と本計画の関係 》



3 計画期間

本計画は「新総合計画」との連動性や整合性を確保する必要があることから、計画の期間を「新総合計画・第3次基本計画」に合わせ、平成27年度から令和元年度までの5年間とします。

また、本計画策定の背景や市が取り組むべき行財政改革の方向性は大きく変わらないことなどから、本計画を令和2年度から4年度まで3年間継続します。



4 計画の基本的な視点と推進方針

基本的な視点

本計画は、将来を見据えた中長期的な視点に立ち、全ての職員が一丸となって取り組む計画とします。

また、積極的な政策展開を支える経営資源の確保のため、全ての既存事業を見直しの対象とします。

推進方針

本計画を実施する上で、以下のとおり推進方針を設定します。

I 経営品質の向上

市民生活に必要な質の高いサービスを提供し続けるため、市民や各種団体等とともに、さらに効果的で効率的な行政運営を行うことにより、経営品質の向上を目指します。

II 健全財政の確立

今後、市を取り巻く行財政環境がさらに厳しくなる中においても、将来にわたり持続可能な財政運営のために必要な財源の確保を行うことにより、健全財政の確立を目指します。

III 公共施設管理の最適化

公共施設全体を総合的かつ計画的に管理していくとともに、様々な手法により公共施設にかかる経費の削減を行うことにより、公共施設管理の最適化を目指します。

5 計画の指標

計画全体の成果を明らかにし、また、それぞれの事業を推進していく原動力とするため、以下のとおり指標を設定します。

I 経営品質の向上

市政アンケートモニター「くるモニ」において、行政運営の状況などに関して概ね満足している市民の割合を、75%に向上させます。

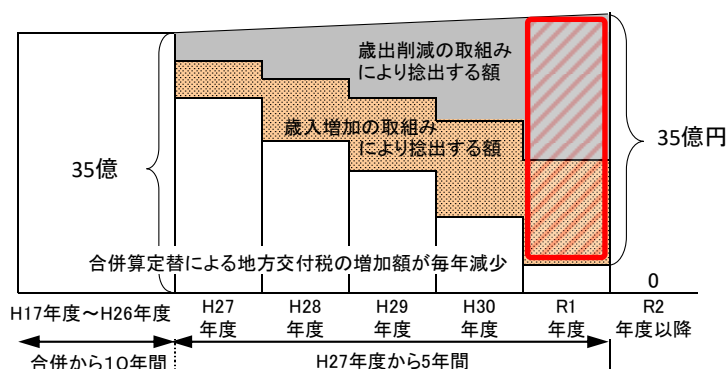
基準値	平成27年度	68.6%
		↓
目標値	令和4年度	75.0%

II 健全財政の確立

令和4年度における、歳出削減や歳入増加の取組みによる財政改善効果額を、35億円とします。

参考 35億円の根拠は、現在久留米市が受けている市町合併に伴う地方交付税の合併算定替制度による効果が、令和元年度までで終了することによるものです。

※合併算定替制度の詳細は、資料編(14ページ)に解説しています。



III 公共施設管理の最適化

平成26年度末の公共施設の施設面積(約109万㎡)を基準に、令和4年度までに、施設面積を2%(約2万㎡)縮減します。

参考 久留米市公共施設総合管理基本計画の推進目標

「令和7年度までに、施設の統廃合等により、施設面積を3%(約3万㎡)縮減します。」

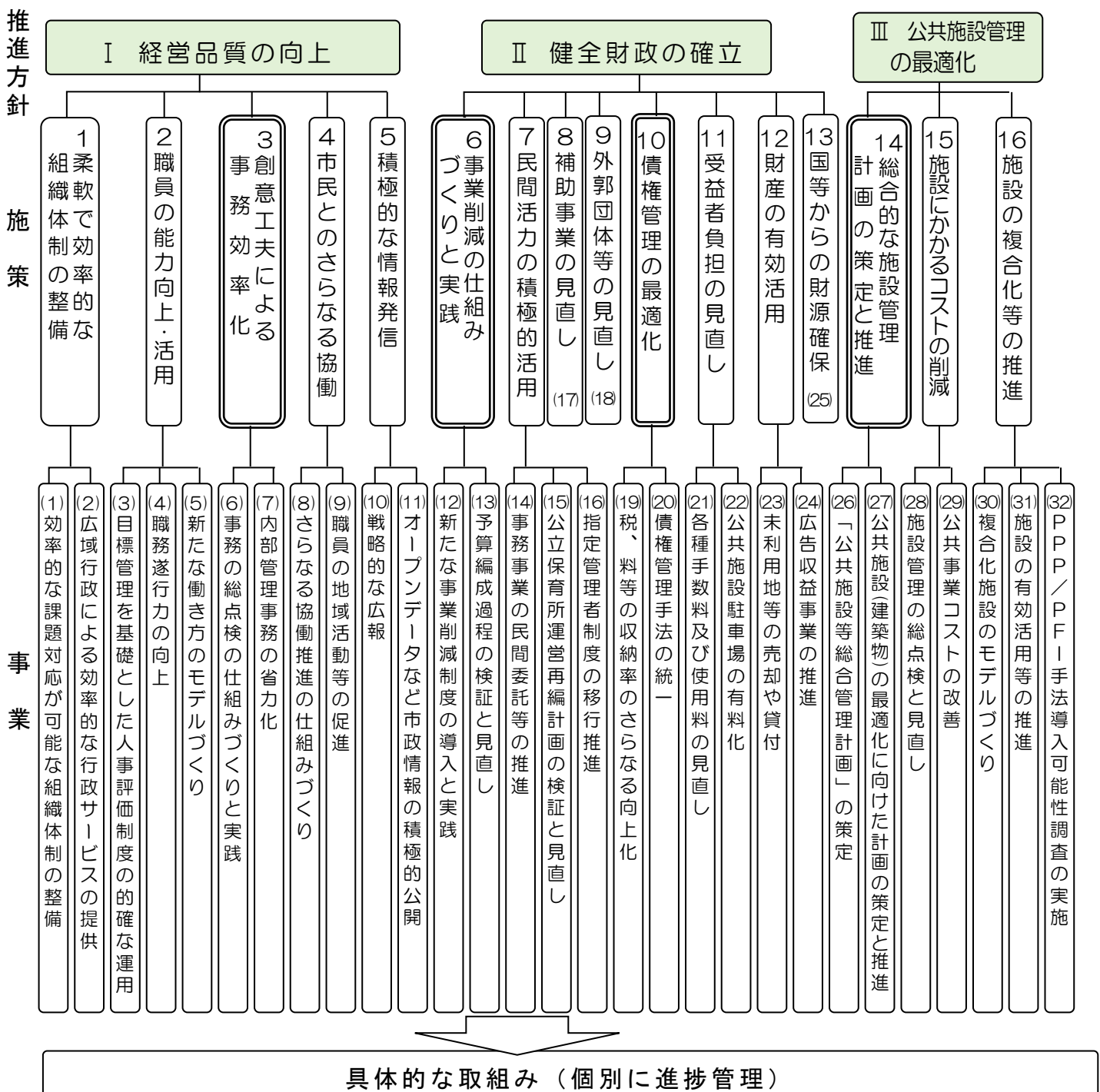
6 計画の体系

本計画では、3つの推進方針の実現のため16の施策を設定し、事業を展開します。

中でも、指標への効果が特に高い施策について「重点施策」（表中 で表示）とし、集中的に取り組みます。

また、各事業を推進するため、様々な具体的な取組みを実施しますが、その進捗管理は個別に行います。

なお、本計画で取り組む事業等については、取り巻く環境の変化など状況に応じ、内容の変更や事業の追加を行うなど、柔軟に対応していきます。



7 計画の推進体制

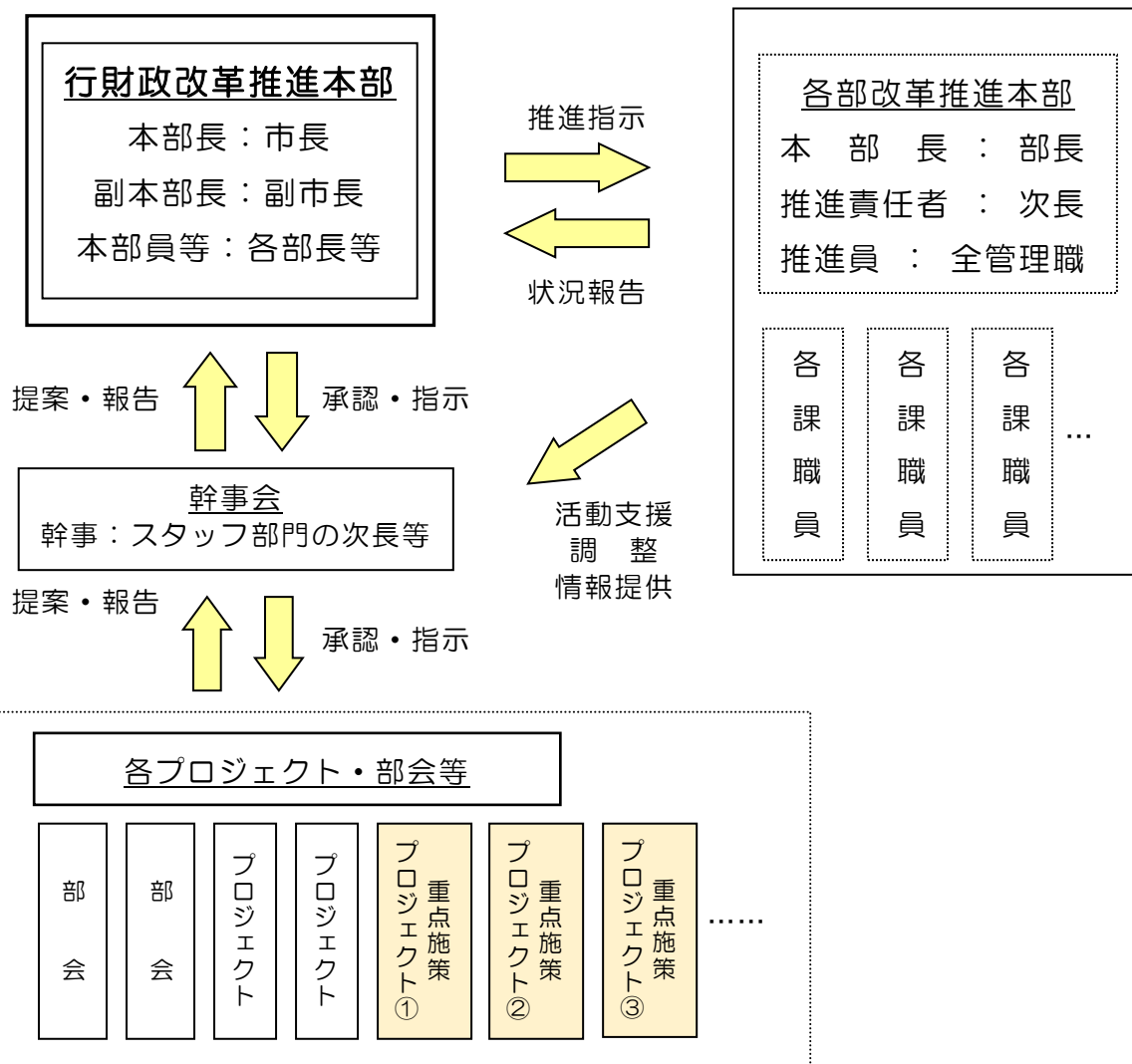
本計画の全体的な進行管理と検証については、行財政改革推進本部で行います。

また、計画の実効性を高めるため、必要に応じ「重点施策」を推進するプロジェクトを設置するなど、効果的な推進体制により取組みを進めます。

そして、全職員が危機意識を持ち、主体的かつ積極的に事務事業の見直しに取り組みます。

なお、毎年度、事業の進捗状況や本計画の成果と課題などについて、広く公表していきます。

<行財政改革推進本部体制>



久留米市行財政改革の推進体制等に関する規程（平成13年12月1日規程第14号）による

第2章 施策の展開

推進方針Ⅰ 経営品質の向上

推進の基本的な考え方

市民生活に必要な質の高いサービスを提供し続けるため、市民や各種団体等とともに、さらに効果的で効率的な行政運営を行います。

そのため、新たな課題等に迅速かつ的確に対応できる柔軟で効率的な組織体制の整備や、職員の能力向上に取り組みます。

あわせて、市政情報の積極的な発信や、市民とのさらなる協働を進めることなどにより、市政への信頼性の向上を図ります。

施策ごとの事業

1 柔軟で効率的な組織体制の整備

時代の変化に柔軟に対応した、簡素で効率的な組織を整備します。

事業

- (1) 効率的な課題対応が可能な組織体制の整備
組織横断的な課題等に対応するため、環境の変化に応じた組織の整備・運用やプロジェクトの活用、適切な定員管理や職員配置の最適化を進めます。
- (2) 広域行政による効率的な行政サービスの提供
連携中枢都市圏構想の推進など、近隣自治体と連携して効率的な行政運営を行います。

2 職員の能力向上・活用

組織目標を達成するため、職員能力のさらなる向上を図り、能力の活用を進めるとともに、職員のさらなる士気の向上を図ります。

事業

- (3) 目標管理を基礎とした人事評価制度の的確な運用
職員の意欲を高め、相互のコミュニケーションを緊密にするため、人事評価制度の効果的な運用を行います。
- (4) 職務遂行力の向上
職務遂行力や政策形成力の向上のため、職場育成力の強化の仕組みづくりや目的に沿った研修を実施します。
- (5) 新たな働き方のモデルづくり
業務遂行のさらなる効率化のため、多様な働き方ができる職場環境や仕組みについて検討を進め、整備します。

3 創意工夫による事務効率化 【重点施策】

事務を総点検し、事務の合理化、効率化に向けた取組みを推進します。

事業

(6) 事務の総点検の仕組みづくりと実践

事務執行の簡素化、集約化、標準化を図るため、事務の総点検の仕組みづくりを行うとともに、証明書のコンビニ交付の導入などに取り組みます。

(7) 内部管理事務の省力化

内部事務のスリム化やスピードアップを図るため、階層的な会議の整理や、会議時間、資料枚数の制限などのルールづくりを行い、実践します。

4 市民とのさらなる協働

市民とともに地域を考え、お互いに協力して地域の課題解決や活性化を図ります。

事業

(8) さらなる協働推進の仕組みづくり

地域社会を支えあう活動の活性化を図るため、さらなる仕組みづくりに取り組みます。

(9) 職員の地域活動等の促進

行政への信頼性の向上を図るため、職員自らが地域や市民活動に貢献する意識を持ち、具体的に行動する職員の育成を進めます。

5 積極的な情報発信

市の政策や行政情報について、市民とのさらなる共有化を進めます。

事業

(10) 戦略的な広報

効果的な広報を行うため、様々な広報媒体を有効に活用し、全庁連携して、分かりやすくタイムリーに発信します。

(11) オープンデータなど市政情報の積極的公開

市民と行政情報を共有するため、二次利用しやすいデータの公開を進めるなど、市政情報を積極的に公開していきます。

推進方針Ⅱ 健全財政の確立

推進の基本的な考え方

今後、市を取り巻く行財政環境がさらに厳しくなる中においても、将来にわたり持続可能な財政運営のために必要な財源を確保します。

そのため、歳出削減と歳入確保の両面から、既存の考えにとらわれず様々な手法を用いながら、事業量や事業費の削減及び財源確保の取組みを進めます。

施策ごとの事業

6 事業削減の仕組みづくりと実践 【重点施策】

全ての事業を検証し、削減や抜本的な見直しを行う仕組みづくりを行い、着実に実践していきます。

事業

(12) 新たな事業削減制度の導入と実践

全ての事業の見直しのため、客観的な評価制度を導入し、その基準等により事業の削減を進めます。

(13) 予算編成過程の検証と見直し

効果的で効率的な予算の配分を行うため、現在の予算編成の手法を再検証し、要求基準や査定方式の見直しを行います。

7 民間活力の積極的活用

事務事業のさらなる民間委託とともに、指定管理者制度への移行を推進します。

事業

(14) 事務事業の民間委託等の推進

公立保育所の給食調理業務など、各種事務事業の民間委託をさらに進めます。

(15) 公立保育所運営再編計画の検証と見直し

これまで取り組んできた再編計画の結果を検証し、効率的で質の高い教育や保育の提供を推進していきます。

(16) 指定管理者制度の移行推進

民間のノウハウ等を活かし、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、指定管理者制度への移行を積極的に進めます。

8 補助事業の見直し

(17) 全ての事業を見直しの対象とするため、補助事業についても目的や対象などを再検証し、見直しを進めます。

9 外郭団体等の見直し

(18) 効率的でより透明性のある団体運営を進めるため、市の関与のあり方等を整理します。

10 債権管理の最適化 【重点施策】

債権管理の簡素化、効率化や合理化に向けた取組みを推進します。

事業

(19) 税、料等の収納率のさらなる向上化

市税や住宅使用料等の収納率をさらに向上させるため、口座振替の推進など様々な取組みを進めます。

(20) 債権管理手法の統一

より適正な金銭債権の管理に向け、情報の集約化や事務の取り扱いの統一化などにより、収納率の向上及び収納額の増加に取り組めます。

11 受益者負担の見直し

市民サービスに対する負担のあり方について見直しを進めます。

事業

(21) 各種手数料及び使用料の見直し

市民サービスにおける各種の手数料や使用料について、見直しを進めます。

(22) 公共施設駐車場の有料化

広く市民が利用する公共施設の駐車場について、有料化の検討を進めます。

12 財産の有効活用

財産の有効活用による歳入確保のため、資金の効率的運用や市有財産の積極的な活用を推進します。

事業

(23) 未利用地等の売却や貸付

今後、利用予定のない市有地については積極的に売却し、一時的な未利用地については、積極的な貸付を行います。

(24) 広告収益事業の推進

広報紙などの媒体や、市の所有する施設等への積極的な広告掲載を進めます。

13 国等からの財源確保

(25) 国県による補助金や交付金等の有利な財源の確保に努めるとともに、創意工夫を凝らし、歳入の増加に取り組めます。

推進方針Ⅲ 公共施設管理の最適化

推進の基本的な考え方

公共施設全体を総合的かつ計画的に管理していくとともに、公共施設の老朽化がもたらす課題への対応のため、公共施設にかかる経費の削減を図ります。

そのため、全ての公共施設を対象とする総合的な管理計画を策定するとともに、ハード、ソフトの両面から、様々な手法により公共施設にかかる経費の削減に向けた取組みを進めます。

施策ごとの事業

1.4 総合的な施設管理計画の策定と推進 【重点施策】

公共施設の老朽化や経年劣化に伴う課題に対応するため、公共施設全体の総合的な管理を推進する計画などを策定し、取組みを推進します。

事業

(26) 「公共施設等総合管理計画」の策定

国から要請されている、道路等を含む公共施設全体についての総合的かつ計画的な管理に関する計画の策定を行います。

(27) 公共施設（建築物）の最適化に向けた計画の策定と推進

建築物を主体とする公共施設について、保有や管理の最適化に向けた基本的な計画を策定します。また、施設保有量の縮減に向けた具体的な取組みを進めます。

1.5 施設にかかるコストの削減

施設管理の総点検や公共事業コストの改善などにより、公共施設にかかるコストの削減を図ります。

事業

(28) 施設管理の総点検と見直し

施設管理コストの削減を図るため、施設の維持・運営に関する総点検を行うとともに、電気・通信などの契約や施設管理業務の見直しを進めます。

(29) 公共事業コストの改善

公共事業コスト改善に関する計画に基づき、工事コストの縮減やライフサイクルコストの低減などに取り組みます。

1.6 施設の複合化等の推進

施設の利便性の向上と総面積の削減等を促進するため、複数の機能を集約する複合化施設のモデルづくりなどに取り組みます。

事業

(30) 複合化施設のモデルづくり

将来の施設配置の指針とするため、複合化施設のモデルづくりを進めます。

(31) 施設の有効活用等の推進

施設の有効活用を図るため、空きスペースの利活用などを進めます。

(32) PPP／PFI手法導入可能性調査の実施

複合化施設の整備に際し、PPP／PFI手法など民間の資金やノウハウ等の積極的活用の検討を進めます。



資料編

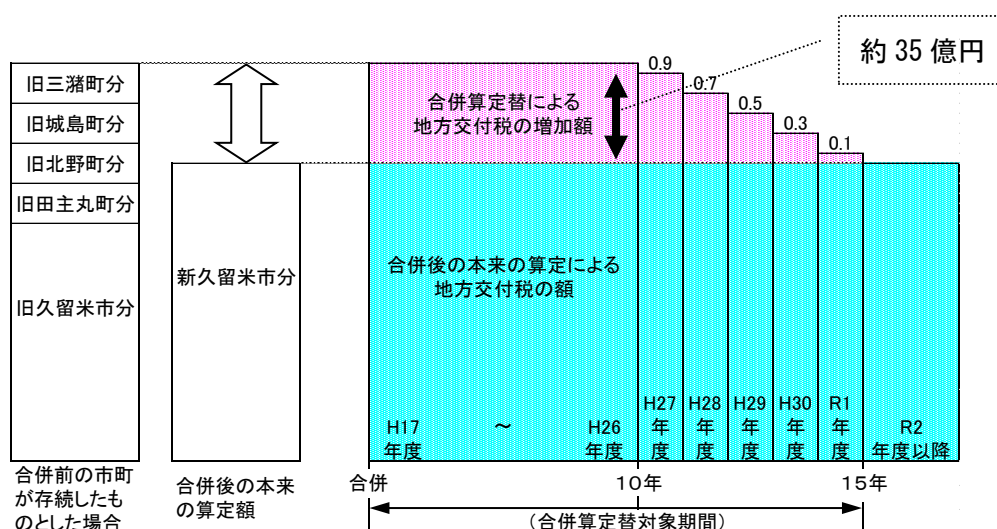
○ 合併算定替の段階的縮小に伴う地方交付税の減少について

久留米市は平成17年2月に合併をしたため、国からのさまざまな財政上の支援策を受けています。

合併算定替制度は、合併に伴う激変緩和を目的として、一定期間、合併後の新市の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される旧市町の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例です。

合併算定替の効果は、合併後10年間は100%受けられますが、それ以降は、増額支援の効果額が5年間で年々減少する仕組みになっています。

平成25年度の久留米市の合併算定替の効果は約35億円です。久留米市は平成26年度で合併後10年を経過しますので、平成27年度以降この増額支援の効果額が減少していき、令和2年度にはその効果は無くなります。



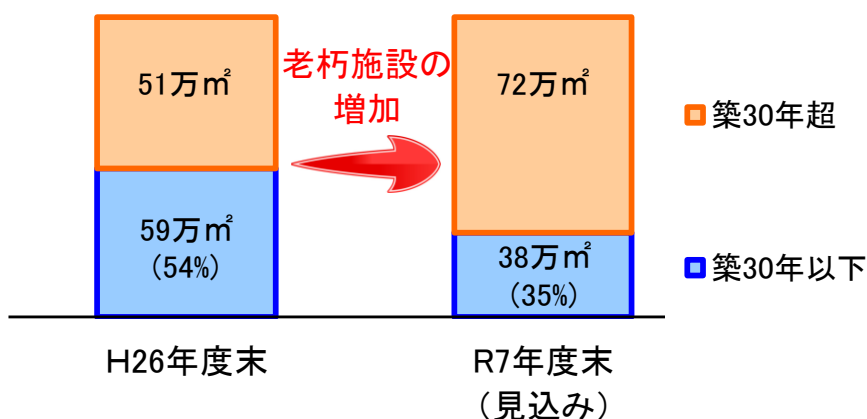
※なお、総務省は、合併後の市町村の実情を考慮し、平成26年度から合併した自治体に対する地方交付税の算定方法の見直しが行われています。

○ 施設の老朽化見込みと建替え等の事業費の推計

久留米市が保有している公共施設（建物施設）の全てを、今後も保有・維持し、築60年で建替えを行うと仮定した場合、令和7年度には、築30年を超える施設が72万㎡（全体の65%）になります。

これらの施設は、経年劣化により著しく機能が低下し、施設運営に支障をきたす可能性があるため、施設を維持するためには大規模改修等の検討が必要となります。

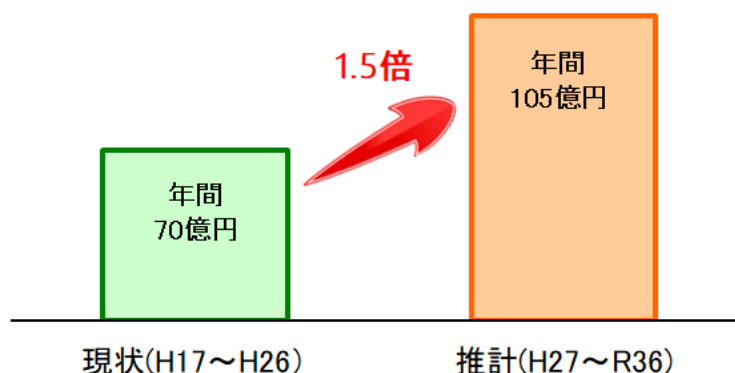
公共施設の老朽化の見込み



また、今後、全ての公共施設を維持し、必要な改修や建替えを行うと想定した場合の事業費を試算した結果、公共施設の改修や建替えに必要な事業費は、今後40年間の平均で年間約105億円の見込みです。

合併後の公共施設の改修や建替え・新設事業費70億円と比較すると、これまでの約1.5倍の事業費が必要と見込まれます。

施設の改修や建替え事業費の現状と推計





久留米市行財政改革推進計画
平成 27 年度～令和 4 年度
久留米市総務部行財政改革推進課
〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
TEL(0942)30-9124/FAX(0942)30-9706

キラリ✧久留米

輝く、人・まち。

改訂履歴	発行日	主な改訂内容
初版	平成 27 年 4 月	計画策定
第 2 版	平成 28 年 9 月	<ul style="list-style-type: none">・「5 計画の指標」の目標数値の設定 (P. 5)・施策「14 総合的な施設管理計画の策定」について、取組みの継続を明記 (P. 12)・施策「16 施設の複合化等の推進」の文言を一部修正 (P. 13)・資料編に公共施設にかかる説明を掲載 (P. 15)
第 3 版	平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・計画の推進体制の名称を「行財政改革推進本部」に変更 (P. 7)・行財政改革推進本部の本部長を市長に変更、「副本部長：副市長」の表記を追加 (同)
第 4 版	令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none">・計画期間を令和 4 年度まで継続 (P. 3)・計画の指標を一部修正 (P. 5)